

吉川市文化芸術推進基本計画（案）
（令和5年度～令和8年度）

令和5年3月
吉川市教育委員会

目次

1 計画策定にあたって	
（1）計画策定の趣旨	1
（2）計画の期間	1
（3）計画の位置づけ	2
2 現状と課題	
（1）吉川市の現状と課題	3
3 計画の基本的な考え方	
（1）基本理念	9
（2）基本目標	9
（3）計画の体系	10
4 施策の展開	
（1）伝統文化・歴史の保存と継承、活用	11
（2）文化財関係機関の管理・運営と整備・充実	12
（3）あらゆる市民と多様な分野における文化芸術活動の充実	13
（4）文化芸術に関する情報の収集と発信	14
（5）発表・鑑賞機会の充実	15
（6）文化芸術活動の拠点整備	16
（7）文化芸術の多面的な活用	17
5 計画の推進	
（1）推進体制	18
（2）SDGsの取組	19
（3）進行管理と評価	19
資料編	
1 吉川市文化芸術基本条例	20
2 文化芸術推進基本計画策定に向けたアンケート調査実施概要	24
3 吉川市文化芸術推進審議会委員一覧	28

1 計画策定にあたって

(1) 計画策定の趣旨

文化芸術は、人々の創造力と感性を育むとともに、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する大きな意義を持つものです。また、地域で受け継がれてきた文化は、地域の歴史を知ることができ、郷土への愛着と誇りを深めることができるものです。

これまで本市は、平成31年に「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」を策定し、文化芸術の振興を総合政策として位置づけ、文化芸術施策の積極的な振興を推進するとともに、地域の問題解決に向けて多面的に活用してきました。

また、令和4年3月には、文化芸術施策の推進によって、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的に、文化芸術に係る本市の基本理念や基本的な事項を定めた「吉川市文化芸術基本条例」を制定しました。

こうした背景のもと、本市は文化芸術に係る多様な事業を展開するとともに、本市の文化芸術の土台である、先人たちが築いてきた歴史や守り抜かれた文化財等の保護に努めてまいりましたが、本格的な人口減少と高齢化、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による文化芸術活動の縮小など、文化芸術を取り巻く社会情勢は大きく変化してきており、文化芸術施策を着実なものとするため、総合的かつ計画的に推進することが求められています。

このことから、本市における様々な文化芸術に関する課題の解決と、一層の振興を図るため、吉川市文化芸術基本条例第8条第1項の規定により、吉川市文化芸術推進基本計画を策定します。

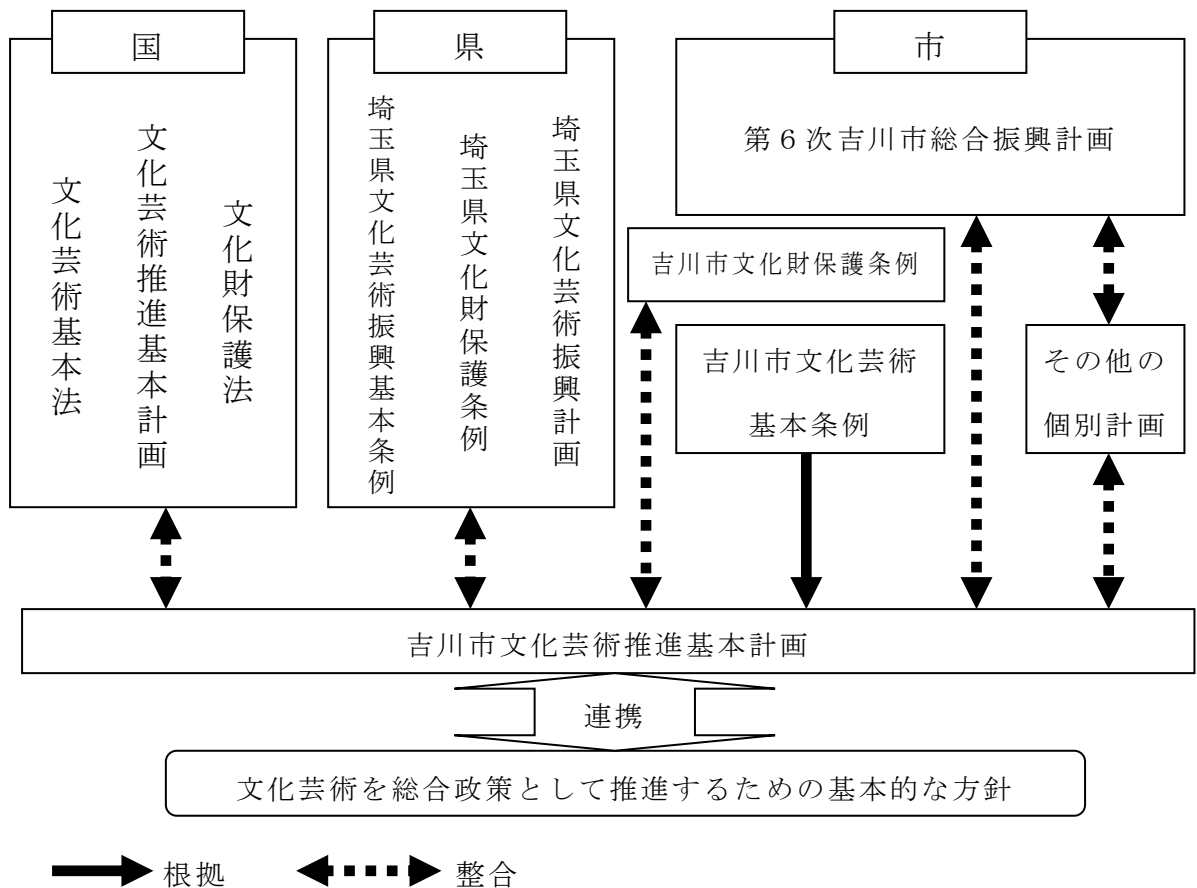
(2) 計画の期間

市の最上位計画である第6次吉川市総合振興計画の基本的な考え方などを示した基本構想が令和13年度を目標年次としています。本計画は令和5年度を始期として、前期基本計画の目標年次である令和8年度までの4か年を計画期間とします。

令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
基本構想（令和4年度～令和13年度）				
前期基本計画（令和4年度～令和8年度）				
文化芸術推進基本計画（令和5年度～令和8年度）				

(3) 計画の位置づけ

本計画は、吉川市文化芸術基本条例に則って策定しており、上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」の個別計画に位置づけ、国や埼玉県、本市の文化振興に関連する法律及び計画との整合性を図りながら「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」とも連携し推進していきます。



『文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針』

吉川市においては、これまでも市民との協働により文化芸術の振興を図ってまいりました。

今後はさらに、国の方針である「文化芸術基本法」及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、これまで同様、文化芸術の礎たる表現の自由と、文化芸術活動の自主性を尊重しつつ、文化芸術振興にとどまることなく、文化芸術をコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーションなど様々な分野に多面的に活用することにより地域の課題解決につなげてまいります。

平成31年2月19日

2 現状と課題

(1) 吉川市の現状と課題

①人口推移について

日本の総人口が減少傾向にある中、本市の人口は増加傾向にあります。国勢調査によると、平成17年に60,284人だった人口が、平成27年には69,738人となり、直近の令和2年には71,979人まで増加しています。

一方で、年齢別人口割合の推移に注目すると、令和2年の年少人口（0～14歳）の割合は14.5%と過去30年間で最も低く、老年人口（65歳以上）は24.1%と高い水準になっています。

少子高齢化は文化芸術の未来を担う若年層の減少に繋がる一方、現役世代を引退した高齢者層には、新たな趣味や習い事のニーズは高く、文化芸術は地域の新たな仲間づくりや活性化に大きな役割を果たします。そのため、文化芸術を迅速かつ効果的に活用するため、その施策を計画的に進めていくことが必要です。

②新型コロナウイルス感染症

新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、市民生活に大きな影響を与えました。

文化芸術に関してはとりわけ感染拡大防止のため、人流抑制を目的とした文化芸術活動の自粛や、活動施設の人数制限、発表会や展示会の中止・延期など多岐に渡り大きな影響を余儀なくされました。

一方で、これまで対面を前提としていた文化芸術活動は、非対面を前提としたオンライン配信をはじめ、ソーシャルディスタンスを保った活動に切り替えるなど、表現・発信方法の模索が行われました。

本市においては、「文化芸術の灯を消さない」を合言葉に、あらゆる手法を検討して文化芸術の推進に取り組み、感染防止対策を徹底しながら、令和4年度には多様な文化芸術活動が行われました。令和3年度には延期となった演劇公演も行われ、市民文化祭については3年ぶりに開催することができました。また、新たな試みとして「吉川市美術展覧会（市展）」も開催されました。

今後、社会情勢を見極めながら引き続き活動制限を見直していくとともに、コロナ禍での活動の教訓を生かし、新しく生まれた表現や、多様な文化芸術の発信方法の活用にも取り組んでいくことが必要です。

③市民の文化芸術活動の状況

本市では、個人が開催する展覧会や団体が主催の音楽会や発表会など、幅広く文化芸術に関する活動が行われてきました。特に、令和4年度に3年ぶりの開催となりました市民文化祭は、昭和51年から今日に至るまで、文化芸術活動を行う市民にとって大きな活動発表の場となり、文化芸術を通じた様々な交流が生まれ、本市の文化芸術の土台が築かれてきました。

その後、文化団体相互の連絡協調を図り、市民文化の向上に寄与することを目的として、陶芸協会や歌謡連合協会、華道協会等で構成された「吉川市文化連盟」が平成3年に発足しました。文化連盟は、県展入選作品展や文化芸術祭など文化芸術の振興を目的とした事業を展開するとともに、加盟団体それぞれにおいても多様な演奏会、展示会等を実施しており、本市の文化芸術活動の発展に大きな役割を担っています。

このように、本市は市民が主体となり、長い年月にわたり活発な文化芸術の活動が行われてきましたが、文化団体の構成員の高齢化や市民文化祭参加者の固定化など、取り組むべき課題が顕在化してきています。

④市民の文化芸術に触れ合う機会

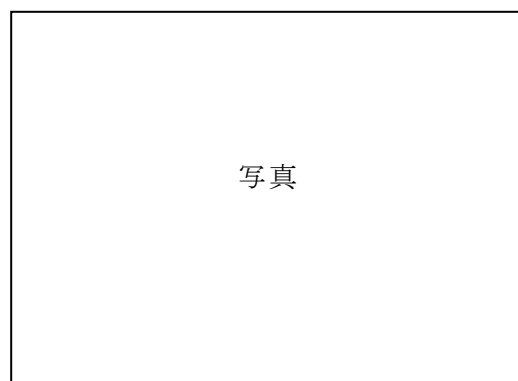
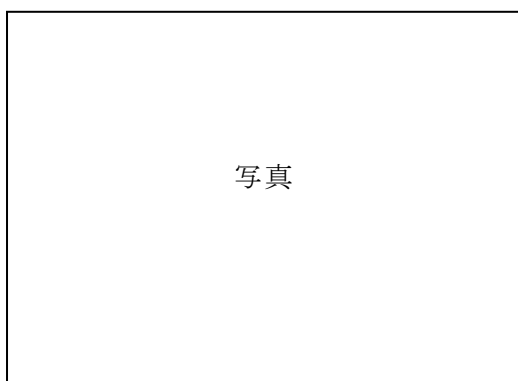
市民の文化芸術に触れ合う機会への取り組みに対する満足度を測るため、市民満足度調査を用いた調査を行っています。文化芸術に関する市の取り組みについて、平成27年度には「満足・どちらかといえば満足」と感じている市民の割合は34.8%でしたが、様々な文化芸術施策に取り組んだ結果、令和元年度調査では56.9%まで向上しました。そうした中、新型コロナウイルス感染拡大が影響し、人が集まる文化芸術に関するイベントの多くが縮小・中止となり、一時的に文化芸術に触れ合う機会が減少しましたが、その回復に取り組んだ結果、令和4年調査では過去最も高い58.7%まで向上しました。引き続き、ウイズコロナ・アフターコロナを踏まえた市民の文化芸術に触れ合う機会の創出と多様なニーズに応えることが必要です。

⑤関係法令等の整備状況

ア 文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針の策定

平成31年2月、国が策定した「文化芸術基本法」及び「文化芸術の振興に関する基本的な方針」を踏まえ、文化芸術をその振興にとどまることなく、コミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーションなど様々な分野に多面的に活用し、地域の課題解決につなげていくため「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」を策定しました。

文化芸術部門に限らず、様々な部門が本方針に基づき、それぞれの事業に文化芸術の要素を生かしてまちづくりに活用してきました。



イ 吉川市文化芸術基本条例の施行

令和4年4月、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的として、本市における文化芸術施策の基本理念等を定めた「吉川市文化芸術基本条例」を施行しました。

「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」の策定に続き、本条例の施行により、文化芸術施策の一貫性が確保されたことで、さらなる推進の機運となることが期待されます。

⑥本市の文化資源

ア 文化財について

文化財は当市で、人々との生活と関わりながら、その価値を形成してきました。市内には、多くの歴史的遺産があり、また地域生活や歴史に根差した歴史資料、指定、未指定にかかわらず多くの文化財や伝統行事が残されています。これらは、郷土よしかわの文化や歴史を理解するうえで欠かせない貴重な財産であり、将来に引き継いでいく財産です。

埼玉県文化財保護条例及び吉川市文化財保護条例に基づいて、これまで、県指定文化財4件、市指定文化財45件が指定されています。市指定文化財のうち、無形民俗文化財については、吉川市のオビシヤ（御歩射）行事として4ヶ所の地区の行事が指定されています。市指定以外でも、市内各所でオビシヤ行事が行われています。

県指定有形文化財 説明	写真
-------------	----

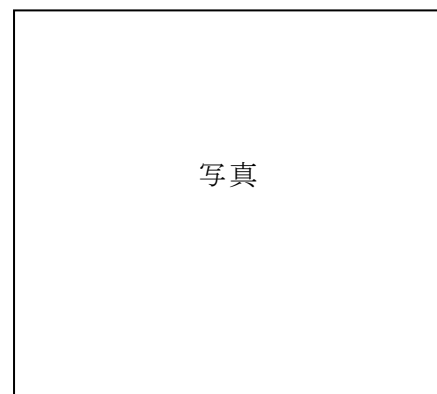
写真

写真

無形民俗文化財 吉川市のオビシヤ 説明

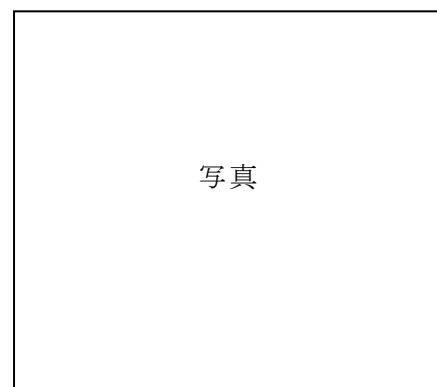
イ 市ゆかりの偉人について

先人に感謝しその思いを伝えるため、平成29年度には元埼玉県知事の『大沢雄一物語』、(三輪野江地区)平成30年度には大相撲本場所の土俵だわらを作った『宮崎吉之助物語』(旭地区)、令和元年度には株式会社タカラトミーの創業者『富山栄市郎物語』(吉川地区)を制作・発行しました。小学校を中心に配布し、授業などで活用することで郷土の偉人の活躍を知るきっかけづくりに取り組みました。



ウ 文化芸術の活動場所

中央公民館のほか、3つの公民館に、旭地区センター、そして市民交流センターおあしすといった文化芸術活動の中心となっている施設が6施設あります。そのうち、中央公民館及びおあしすはホールを備えており、演奏会や発表会が多数実施されてきました。



一方で、中央公民館は開館から35年が経過し、市民交流センターおあしすについても開館から20年以上が経過しています。市民交流センターおあしすは長寿命化に向けた修繕を令和5年度に予定していますが、中央公民館や他の文化施設についても、老朽化が進んでおり、それぞれの施設のあり方について順を追って検討していく必要があります。

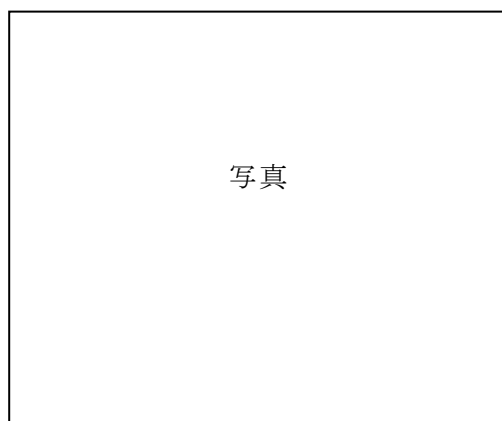
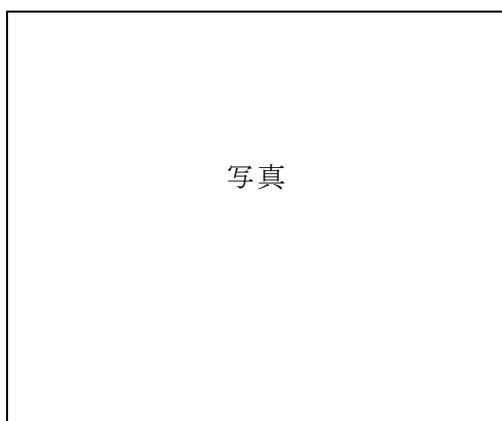


エ 文化財の公開・活用の方

文化財の公開・活用の施設として、吉川市郷土資料館があります。展示棟（木造平屋建て）については市民から寄贈を受け、昭和59年7月に開館しました。農具・民具を中心として約200点を展示・公開しております。

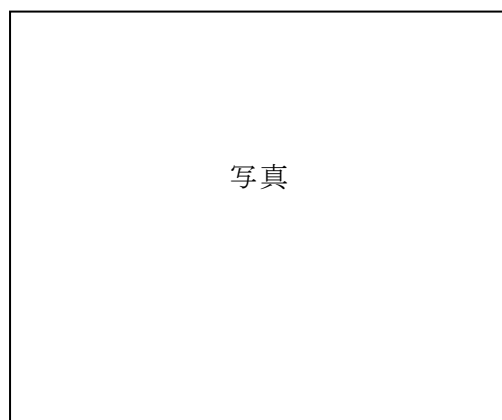
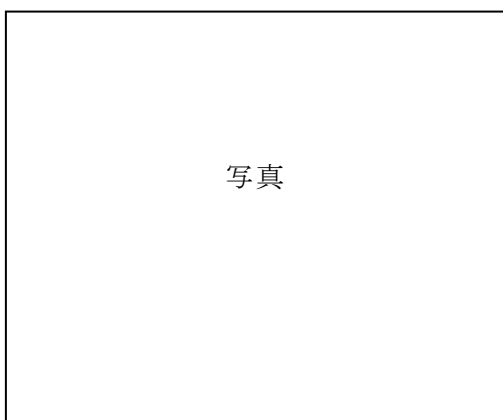
この郷土資料館も老朽化が進んでおり、今後、保存・展示場所の確保や水害時への想定も考慮して、資料の保管と資料館のあり方について検討が必要です。

また、施設だけに関わらず、多くの市民が来庁する市役所においても、展示会や企画展を開催しています。



オ 多様な文化芸術活動

本市では、様々な文化芸術活動が行われてきました。歴史ある市民文化祭をはじめ、子どもから高齢者まで、また障がいの有無や国籍も関係なく多様な参加者が創り上げてきた演劇プロジェクト、さらに第7回の刊行を迎えた文藝よしかわ等、これらの幅広い文化芸術活動も本市の貴重な文化資源と考え、その発展と継承により文化芸術の推進を図る必要があります。



3 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

文化芸術による幸福実感あふれるまちづくり

吉川市第6次総合振興計画のまちづくりの基本理念である「幸福実感を高める」「共に生き、共に創る」「誇れるまちを未来へ」を実現するため、本計画の基本理念を「文化芸術による幸福実感あふれるまちづくり」と定めます。この基本理念をもとに、3つの基本目標を設定し、施策の展開を図っていきます。

(2) 基本目標

基本目標1 地域の歴史・文化の継承、活用

地域の文化財や歴史の保存に努めるとともに、それらを活用した触れ学ぶ機会の創出を図り、次世代への継承と活用を進めます。

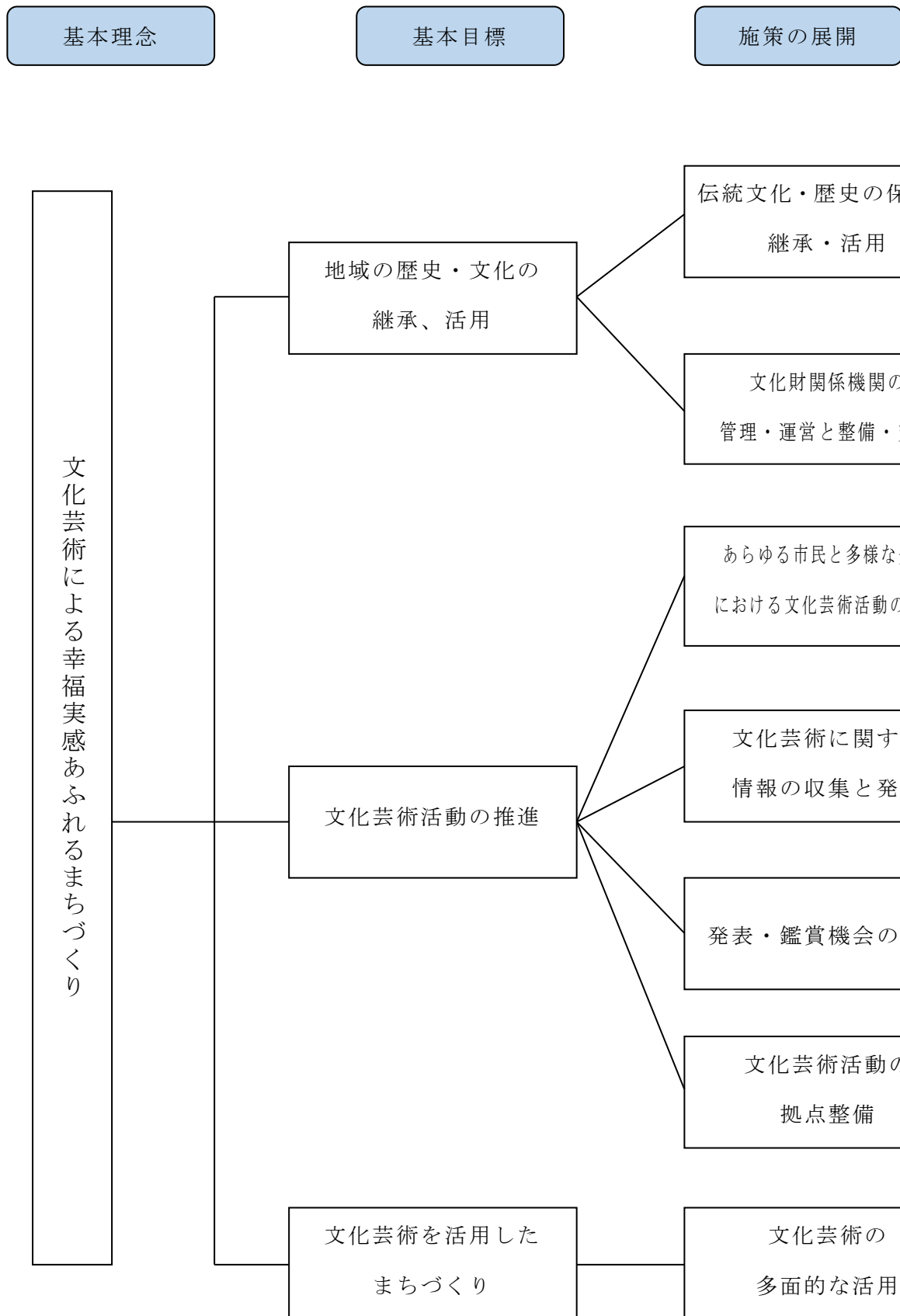
基本目標2 文化芸術活動の推進

文化芸術の振興・発展をめざした様々な施策の展開と、誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、主体的に創作意欲を持って参加することができる環境の整備を進めます。

基本目標3 文化芸術を活用したまちづくり

地域の魅力の向上と課題解決を図るため、多様な文化芸術を活用したまちづくりを進めます。

(3) 計画の体系



4 施策の展開

基本目標 1 地域の歴史・文化の継承、活用

(1) 伝統文化・歴史の保存と継承、活用

市民共有の貴重な財産である本市の歴史資料・文化財は、先人のたゆまぬ努力により創られ、継承の過程で一部の損失もありましたが、残された歴史資料・文化財はこれまで本市の文化を支え継承されてきました。それぞれの文化財を総合的に調査・把握し、その保存と活用を適切に行っていくことが重要です。

引き続きそれらの調査、保存に努め、適切に公開・活用することで、市民の歴史資料・文化財への関心を高め、地域への愛着や誇りの醸成を進めていきます。

【現状と課題】

- ・市内にある歴史資料は、世代交代、家や倉庫の建て替えなどの際に、滅失してしまう可能性が高い状況です。そのため、資料の保護・保存について、文化財展など様々な機会を通して周知し、市民の理解と協力をいただくことが必要です。
- ・適切な文化財保護行政を推進していくためには、専門性を有する人材の確保と体制の整備が不可欠であり、専門職員の有する専門的な知識を活かすことが必要です。
- ・市内には、史跡や古文書等の様々な指定文化財があります。しかしながら、市民との接点は多くはないことから、市民の関心を高めることができるイベントを実施してきました。継続して市民が関心を高められる取組を検討するとともに、次世代へ継承していく必要があります。

【今後の取組】

・伝統文化、歴史の保存と継承の推進

<主な取組>市指定文化財の補助・支援、地域伝統芸能団体への支援、市史編さん事業の継続、企画展等の関係資料の作成・配布、未指定文化財の調査

・歴史に関する学習機会や啓発活動の実施及び文化財の活用

<主な取組>引き続き「文化財展」等の企画展を開催、郷土学習の推進と支援、歴史資料のデジタル化による活用

・シティプロモーションやまちづくり、教育機関と連携した文化財の活用

<主な取組>シティプロモーションを担う関係機関との連携、市内小中学校、少年センター及び学校教育課との連携

(2) 文化財関係機関の管理・運営と整備・充実

吉川市郷土資料館は、市の歴史、民俗、産業等に関する資料を収集し、保管し、及び展示を行い、教育的配慮のもと市民の文化的向上に資することを目的とし、市民から寄贈いただいた現在の展示棟により、昭和59年7月にオープンし、資料を保管する倉庫は昭和61年に建設、設置しました。

展示棟については、夏季（6月から8月まで）及び冬季（12月から翌年2月まで）を除く毎週土曜日、午前10時から午後4時まで開館し、市の歴史の紹介や市内で収集した農具・民具など約200点を展示・公開しています。

また、市の行政文書において保存年限を経過した文書のうち、歴史的価値の高い文書については「歴史的行政文書」として管理し、将来の市政や文化の向上発展の基礎をなす「歴史資料」として保存しています。

【現状と課題】

- ・資料館の活用を進めていくため、資料の展示内容や公開方法などの検討を進める必要があります。
- ・展示棟は寄贈いただいた館を郷土資料館として設置し現在も管理・運営していることから老朽化が進んでおり、今後の資料館のあり方について検討を進める必要があります。
- ・保存資料を適正に管理するための整理を進めるとともに、場所の確保の検討が必要です。
- ・毎年度増え続ける歴史的行政文書を保管するための施設、場所の確保が課題となっています。
- ・既存施設の改修や新たな施設の設置については、水害時を想定した防災対応を考慮した設置場所、高さを考慮することも必要です。

【今後の取組】

・郷土資料館の開設・運営

<主な取組>郷土資料館における市の歴史紹介や展示資料の公開、社会科見学への対応、企画展「夏休みわくわくミュージアム」の継続開催

・郷土資料館のあり方の検討及び歴史的資料の適切な保管方法の確立


・歴史的行政文書の保管場所の確保

基本目標 2 文化芸術活動の推進

(3) あらゆる市民と多様な分野における文化芸術活動の充実

子どもから高齢者、障がい者、外国人などを含むあらゆる市民の創造や表現を可能とする文化芸術活動の充実や、絵画・写真から演劇やダンスなど多様な分野の文化芸術活動の充実により、より多くの人々が文化芸術に触れることで、文化芸術への理解が深まるとともに、より多くの交流が生まれ、地域の活性化と新たな文化芸術の創造につながります。

【現状と課題】

- ・演劇プロジェクトや文藝よしかわ、児童館でのアートコンテストやハイク  探検団など多様な文化芸術事業に取り組み、様々な市民が文化芸術活動に参加してきました。
- ・文藝よしかわの小説・随筆部門の最優秀賞の映像化や、その映像に演劇プロジェクトの参加者が演者として参加するなど、文化芸術の分野を超えた取り組みも実施してきました。
- ・文藝よしかわをはじめ、市民文化祭等において小中学校や吉川美南高校との連携を図り、作品の出品や事業への参画が行われてきました。
- ・学校のほか、文化施設等で子どもたちも参加・鑑賞可能な多様な文化芸術の機会を提供してきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響から、対面での事業が一部実施困難となり、形式を変えて実施しました。
- ・大人のライフスタイルの多様化に伴い、子どもたちを取り巻く環境も変化してきました。子どもたちはいわゆるデジタルネイティブ世代であり、様々な興味の入口がデジタルからというケースもあります。

【今後の取組】

・子どもから高齢者、障がい者、外国人も参加できる多様な文化芸術事業の実施

＜主な取組＞演劇プロジェクト、文藝よしかわ、生音コンサート等の市民が継続して関わることのできる多様な事業の実施、個人で活動している方も参加しやすい事業の実施、各事業の効果的な情報発信

・ウイズコロナ、アフターコロナを踏まえた表現・発信方法の検討

＜主な取組＞イベントのオンライン配信・ハイブリッド事業の検討、対面活動の支援

(4) 文化芸術に関する情報の収集と発信

市民が文化芸術に触れるためには、展覧会等のイベント情報や、文化芸術団体等の活動に関する情報、さらに国や県などの文化芸術団体への助成制度の周知が重要となってきます。市民が、市内で開催される文化芸術に関するイベント等の情報収集が気軽にできるよう、市内公共施設等での従来の紙媒体での周知のほかに、若い世代の主な情報収集の手段であるSNSの活用といった多様な情報発信を行うことが必要です。

【現状と課題】

- ・ 主な情報発信の手段は広報紙及び市内公共施設でのポスター掲示のように紙媒体が主流となっています。
- ・ 若い世代の主な情報収集の手段はSNSのため、従来型の情報発信方法では、それらの層には情報が届きにくいことが課題です。
- ・ 行政だけではなく、地域に住む人々にとっての文化芸術スポットの情報を収集し、発信することも必要です。

【今後の取組】

・ 内容とターゲットを見極めたアクセスしやすい情報発信

< 主な取組 > 広報紙や公共施設ポスターの活用、様々な情報発信ツールの連携、Twitter等のSNSやC4th Home&School（学校保護者向けアプリ）の活用、情報の受信者に配慮した情報発信

・ 国や県の文化芸術に関する助成情報の集約

< 主な取組 > 受け手にとって分かり易やすいホームページへの改良

・ 地域の人々にとっての文化芸術スポットの情報収集と発信方法についての検討

写真

写真

(5) 発表・鑑賞機会の充実

文化芸術の推進には、発表と鑑賞、双方の機会を充実することが必要です。発表機会が増えることで活動意欲の向上につながり、自己実現を図る機会が創出されます。

また、鑑賞機会が充実することで、文化芸術の裾野が広がり、多くの市民が文化芸術への興味や関心を持つきっかけとなり、新たに文化芸術活動を始める機会にもつながります。

【現状と課題】

- ・中央公民館を主として、市民文化祭をはじめ多くの発表の機会が設けられ、また、市民にとって文化芸術を身近に触れることができる企画が行われてきました。
- ・一方で、企画と鑑賞者の固定化が懸念されます。市全体として文化芸術の機運を高めるため、従来とは違った方法や場所での企画を検討し、多様性に富んだ文化芸術に興味を持つきっかけづくりが必要です。

【今後の取組】

- ・令和4年度開催の第1回吉川市美術展覧会（市展）のように、これまで吉川市には見られなかった新しい発表の機会の創出

<主な取組> 吉川市展の継続開催

- ・中央公民館に限らず、様々な場所での企画の検討

<主な取組> 市庁舎での「文化財展」や市民交流センターおあしすでの「めにみえない みみにしたい」公演など引き続き市庁舎やおあしすでの企画、民間事業者との連携

- ・世代や地域等を越えて市民が触れられる多様な文化芸術事業を引き続き展開

<主な取組> 演劇プロジェクトの展開、生音コンサートの実施

写真

写真

(6) 文化芸術活動の拠点整備

文化芸術活動の活性化には、多様で活発な活動が必要であり、その基盤となる施設の存在が欠かせません。市民の多様なニーズに対応できるよう、既存施設の改修を促進するとともに、そのあり方についても検討を進めます。また、文化芸術活動の新たな拠点となる吉川美南駅東口の文化芸術関連施設については、令和4年3月に策定された基本計画に沿って整備の検討を進めていきます。

【現状と課題】

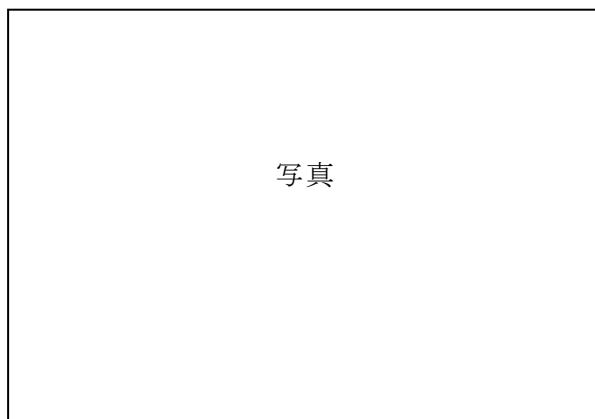
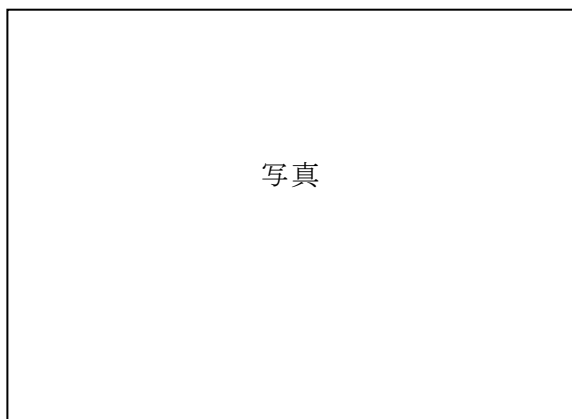
- ・本市には、中央公民館をはじめ、市民交流センターおあしす、地区公民館など、地域や目的に応じた施設があります。中央公民館については本市の生涯学習・文化芸術の拠点として利用され、市民交流センターおあしすは営利利用できることに加え、ホールも備えていることから多様な活用が図られてきました。一方で、施設の老朽化が課題となっています。
- ・吉川美南駅東口の文化芸術関連施設については、「吉川美南駅前公共施設整備基本構想・基本計画」が令和4年3月に策定され、施設整備の検討を進めています。

【今後の取組】

・既存施設の長寿命化と、それぞれの施設の特色を生かした利用の推進

<主な取組>反響板を備えたホールを擁する中央公民館、営利利用も可能なおあしす等、それぞれの施設ができること、できないことをお互いに補完できる施設の管理運営

・吉川美南駅東口の文化芸術関連施設の整備を基本計画に沿って引き続き推進



基本目標 3 文化芸術を活用したまちづくり

(7) 文化芸術の多面的な活用

地域で育まれてきた文化芸術や文化財は、地域の資源であり、地域価値を高めるものです。それらを文化芸術の振興に限らず、広くまちづくりにも活用していくことが重要です。本市では文化芸術を総合政策施策として推進しており、文化芸術をまちづくりに多面的に活用し、地域の課題解決につなげていきます。

【現状と課題】

- ・「文化芸術を総合政策として推進するための基本的な方針」に基づき、これまでも健康福祉、産業振興、子育て支援や地域活性化など文化芸術を多面的に活用してきました。引き続き、様々な場面で活用し、そのことが文化芸術の充実につながるような良い循環を生み出すようにしていくことが必要です。
- ・市内の様々な文化財や伝統文化は、本市の価値を高めてきました。一方で、それら市が誇る様々な魅力の周知が課題であり、特に新たな市民や未来を担う子どもたちにも知ってもらい、シティプロモーション、シビックプライドや郷土愛にもつなげていくことが必要です。

【今後の取組】

- ・本市の様々な分野で文化芸術を地域課題の解決に活用できないか検討

<主な取組>放課後子ども教室・いきいき運動教室・平和関連事業など様々な分野での継続した文化芸術の活用、民間企業との連携

- ・地域の文化財や歴史資料を活用したシティプロモーション、シビックプライドや郷土愛への連動

<主な取組>地域の歴史資料・文化財を活用したイベントや展示会の実施、市史編さん事業の継続

写真

写真

5 計画の推進

(1) 推進体制

文化芸術の振興には、文化芸術活動を行う市民の自主性が尊重されることが重要です。そして、市、市民、文化芸術団体、事業者、教育機関がそれぞれの特性を生かしながら互いに協力していくことが必要です。そのために、次のように計画を推進していきます。

①計画と施策の進捗状況の周知

計画を多くの市民に知ってもらい、理解を得ることに加えて、施策の進捗状況を市民に伝えることが重要なため、その周知を図っていきます。

②協働による計画の推進

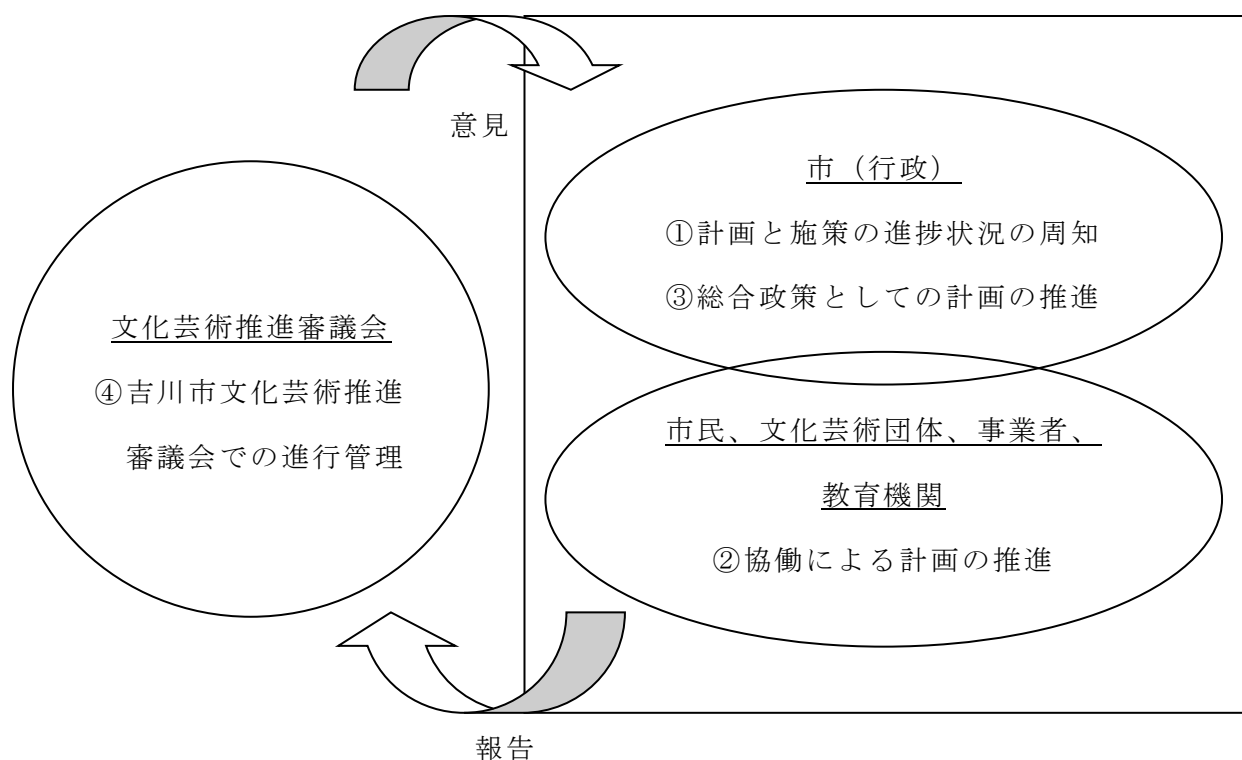
本計画は、市、市民、文化芸術団体、事業者、教育機関がそれぞれの役割を果たし、多様な発想を活かす機会を設けながら協働して推進していきます。

③総合政策としての計画の推進

文化芸術を総合政策として推進するため、市内の福祉、産業、まちづくり等の様々な分野で連携し、連絡・調整体制を整え、全庁で計画を推進していきます。

④吉川市文化芸術推進審議会での進行管理

学識経験者や文化芸術の関係団体等からなる吉川市文化芸術推進審議会において、本計画の進行状況について報告を行い、進行管理を行っていきます。



(2) SDGsの取組

計画の推進にあたっては、SDGsを踏まえながら取り組み、持続可能なまちづくりを進めていきます。第6次総合振興計画前期基本計画に掲げる施策のうち「文化芸術でつながるまちづくり」は、主な施策については3つのゴール（目標）を設けています。本計画に掲げる3つの目標とSDGsの3つの目標はいずれも密接な関係にあると考えており、その理念を踏まえながら各施策の展開を推進していきます。



(3) 進行管理と評価

本計画の着実な推進を図るため、毎年度、進捗状況の点検・評価を行い、吉川市文化芸術推進審議会に報告を行い、意見等を踏まえて計画の推進を図ります。計画の最終年度である令和8年度では次期計画への検討を行うとともに、社会情勢の変化などには柔軟に対応し、必要に応じて計画の見直しも図っていきます。

また、令和8年度までの取組により達成を目指す目標値を次のように設定し、取組内容とともに、本計画における各施策の進捗状況の報告も行い、その評価に役立てます。

指標名	単位	現状値	目標値
文化芸術の取組に対する 市民満足度（市民意識調査）	%	58.7 (令和4年度)	60.0※ (令和8年度)

※本市の最上位計画である「第6次吉川市総合振興計画」のうち「文化芸術でつながるまちづくり」の施策成果指標を引用しています。

資料編

1 吉川市文化芸術基本条例

文化芸術は、人々の創造力と感性を育むとともに、心のつながりや相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会を形成する大きな意義を持つものです。そして、文化芸術の推進には、文化の礎たる表現の自由と、文化芸術活動を行う者の自主性を尊重することが重要です。

吉川市は、江戸川と中川という大きな川に挟まれ、江戸（東京）にも近いことから、江戸時代から物流と都市近郊農業で発展してきました。川と人とのつながりは、川魚料理などの食文化、八坂祭りやオビシヤ行事などの祭り・行事などにも反映され、吉川の歴史と文化を育んできました。

また、公民館の開設をきっかけに、個人、団体を問わず多様な文化芸術活動が行われ、昭和 51 年から始まった文化祭をはじめ、様々な発表の場が人々に感動を与え、吉川の文化芸術の土台が築かれてきました。

こうした先人たちによる吉川の歴史・文化芸術を継承し、発展させ、新たな文化芸術の創造を促進していくことは、心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現にとってなくてはならないものです。

ここに、文化芸術に関する施策についての基本理念を明らかにしてその方向性を示し、文化芸術に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定します。

（目的）

第 1 条 この条例は、文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号。以下「法」という。）の趣旨を踏まえ、市における文化芸術に関する施策（以下「文化芸術施策」という。）に関し、基本理念を定め、市、市民、文化芸術団体、事業者及び教育機関の役割を明らかにすることにより、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって心豊かな市民生活及び活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行う者の自主性及び創造性が十分に尊重されなければならない。

2 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術を創造し、享受することが人々の生

まれながらの権利であることに鑑み、市民の誰もが等しく文化芸術を鑑賞し、これに参加し、又はこれを創造することができるような環境の整備が図られなければならない。

3 文化芸術施策の推進に当たっては、多様な文化芸術の保護及び発展が図られなければならない。

4 文化芸術施策の推進に当たっては、地域の歴史、風土等を反映した特色ある文化芸術の継承及び発展が図られなければならない。

5 文化芸術施策の推進に当たっては、人々が集まる場所での文化の発生及び発展の重要性を踏まえ、多様な交流の場の創出が図られなければならない。

6 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術活動を行う者その他広く市民の意見が反映されるよう十分に配慮されなければならない。

7 文化芸術施策の推進に当たっては、文化芸術がコミュニティ、国際交流、子育て支援、高齢・障がい福祉、健康・体力づくり、環境、産業、まちづくり、観光、教育、シティプロモーション等様々な分野に多面的に活用されるよう図られなければならない。

8 前各項に定めるもののほか、文化芸術施策の推進に当たっては、法第2条各項に定める基本理念が尊重されなければならない。

(市の役割)

第3条 市は、前条の基本理念にのっとり、文化芸術施策を総合的に策定し、及び実施する役割を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動を行うとともに、その多様な文化芸術活動を相互に理解し、尊重し合うよう努めるものとする。

(文化芸術団体の役割)

第5条 文化芸術活動を行う団体（以下「文化芸術団体」という。）は、自主的かつ主体的に、文化芸術活動の充実を図るとともに、文化芸術の継承、発展及び創造に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、自主的かつ主体的に、文化芸術についての関心と理解を深め、文化芸術活動への支援に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第7条 教育機関は、自主的かつ主体的に、文化芸術に親しめる機会の創出に努めるものとする。

(文化芸術推進基本計画)

第8条 教育委員会は、文化芸術施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、法第7条の2第1項の規定により、文化芸術の推進に関する計画（以下「文化芸術推進基本計画」という。）を定めるものとする。

2 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、文化芸術活動を行う者その他市民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めようとするときは、次条第1項に規定する吉川市文化芸術推進審議会の意見を聴かななければならない。

4 教育委員会は、文化芸術推進基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、文化芸術推進基本計画の変更について準用する。

(審議会)

第9条 市は、文化芸術推進基本計画その他文化芸術の推進に関する重要事項の調査審議を行うため、法第37条の規定により、吉川市文化芸術推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議する。

(1) 文化芸術推進基本計画の策定、変更及び進行管理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、文化芸術の推進に関すること。

3 審議会は、委員5人以内で組織する。

4 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

(1) 文化芸術団体の関係者

(2) 学識経験のある者

(3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任されることができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 吉川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年吉川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

2 文化芸術推進基本計画策定に向けたアンケート調査実施概要

(1) 目的

文化芸術推進基本計画策定に当たり、情報発信に関する考え方を中心に市民ニーズを把握することを目的として、アンケート調査を実施

(2) 対象

市民交流センターおあしす、中央公民館、旭地区センターの施設利用者

(3) 項目数

5項目

(4) 実施時期

令和4年9月7日から令和4年9月30日まで

(5) 方法

アンケート用紙を施設利用時に無作為に配布し、施設利用終了時に回答提出を依頼

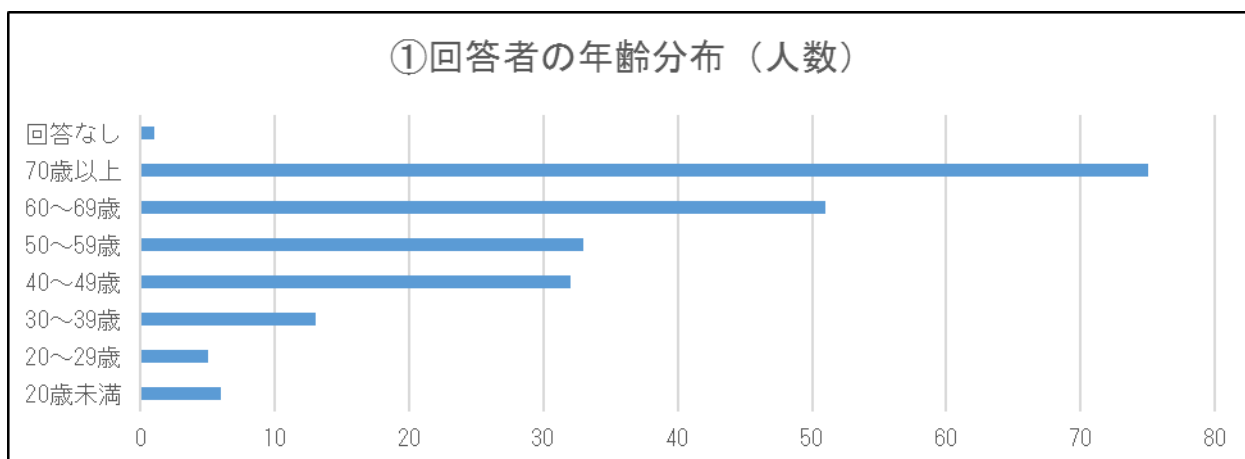
(6) 有効回答者数

216名

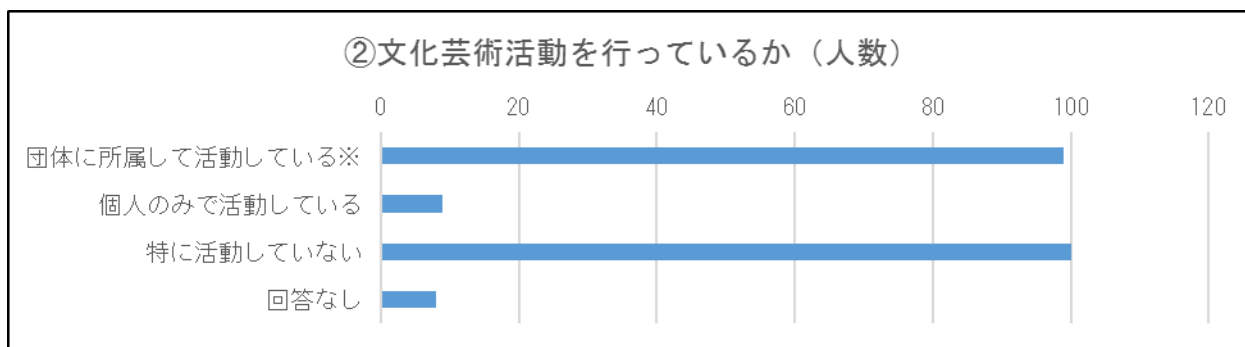
(7) アンケート結果報告（要約）

本アンケートは、文化芸術推進基本計画の策定にあたり、気軽に回答いただけるよう5項目に内容を絞ったうえで、市内3公共施設の利用者を対象に無作為に実施しました。

70歳以上の回答割合が最も多いですが、幅広い層からもアンケートの回答を得ることができました。結果は以下のとおりです。



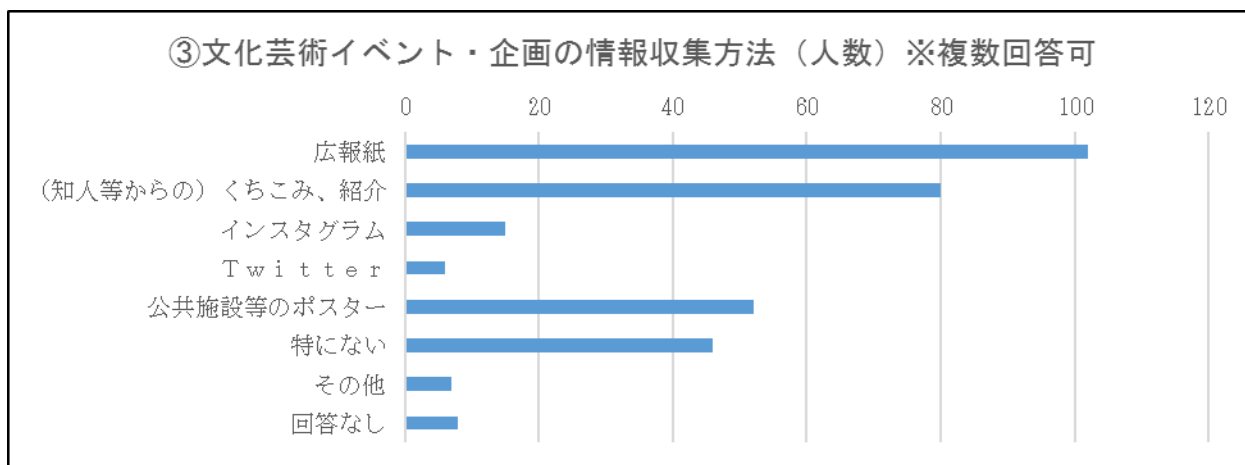
次に、回答者が文化芸術活動を行っているかについては以下の結果となりました。



※「団体に所属して活動している」には、団体と個人両方で活動している人を含む。

おおむね文化芸術活動をしている人とそうでない人の割合が半数となりました。

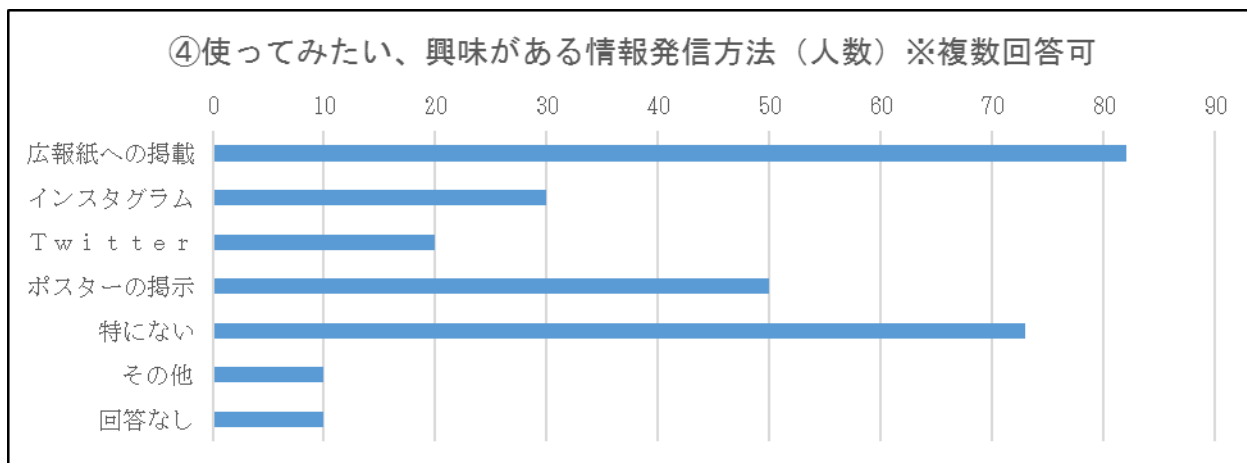
次に、文化芸術のイベントや企画に参加するとき、どのような方法で情報を得ているかについては以下の結果となりました。



多くの方が広報紙、くちこみ、公共施設等のポスターで情報を得ていることが分かりました。一方で、SNS※の情報収集は少ない結果となりました。なお、その他の回答としてフェイスブックや活動団体のホームページ等がありました。

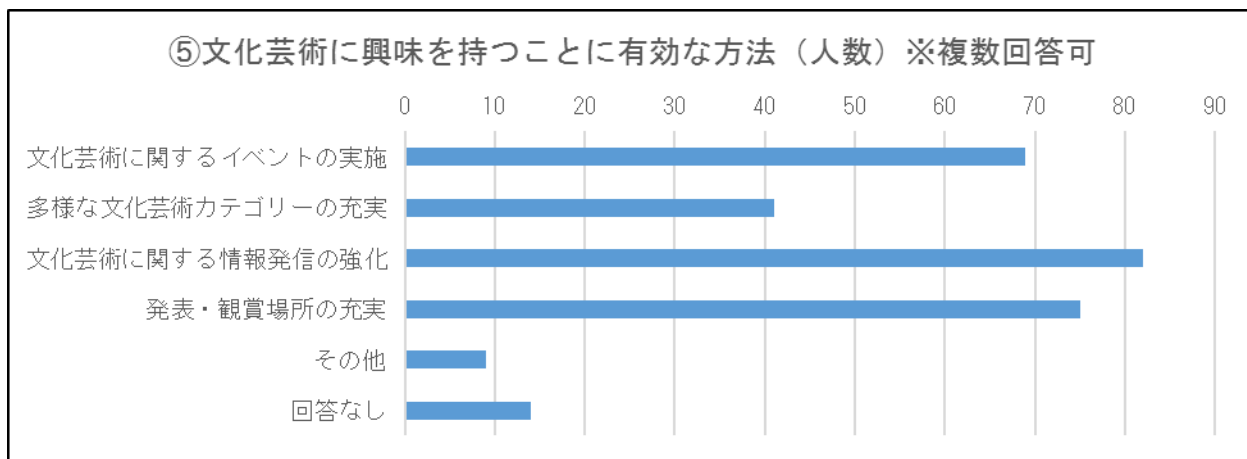
次に、文化芸術活動に限らず、イベントや企画の周知の際に使ってみたい、興味がある情報発信方法については以下の結果となりました。

S N S … 「Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）」の略で、参加者が共通の趣味、知人等をもとに様々な交流を図ることができる個人間の交流を支援するサービス（サイト）。本質問項目では「Instagram」「Twitter」のこと。



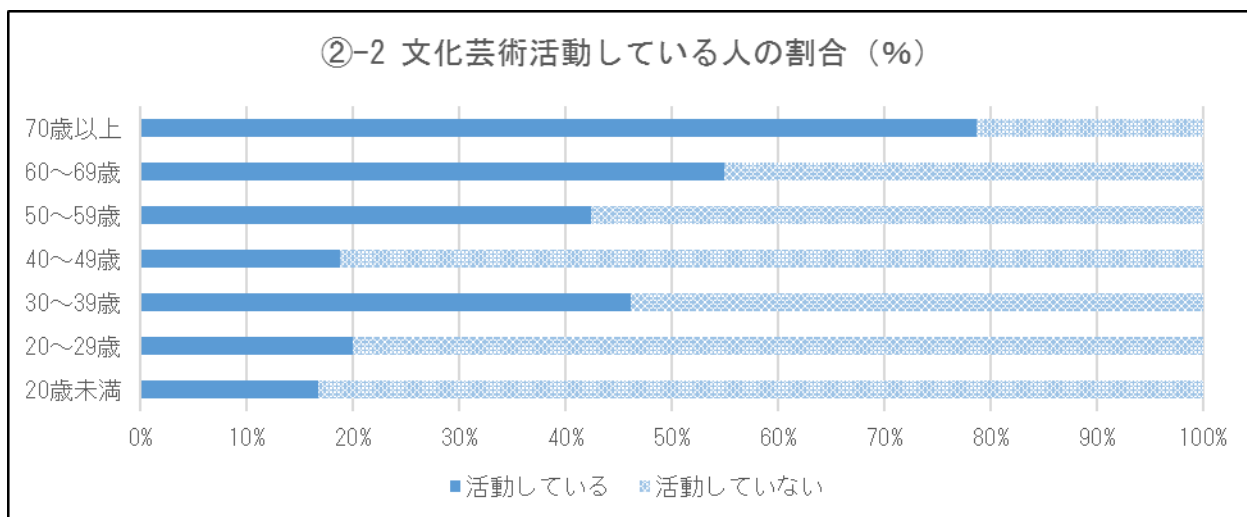
広報紙やポスターの掲示が多い一方で、SNSを通じた情報収集は行っていないが、使ってみたい、興味があるという層が全体の結果の比率と比べて多い結果となりました。その他の回答として、インターネット上の広告（リスティング広告）との回答が複数ありました。

最後に、文化芸術に興味がない、あるいは興味はあるが参加を控えている人たちに興味を持ってもらい参加してもらうには、どのような方法が有効と考えるかについては以下の結果となりました。

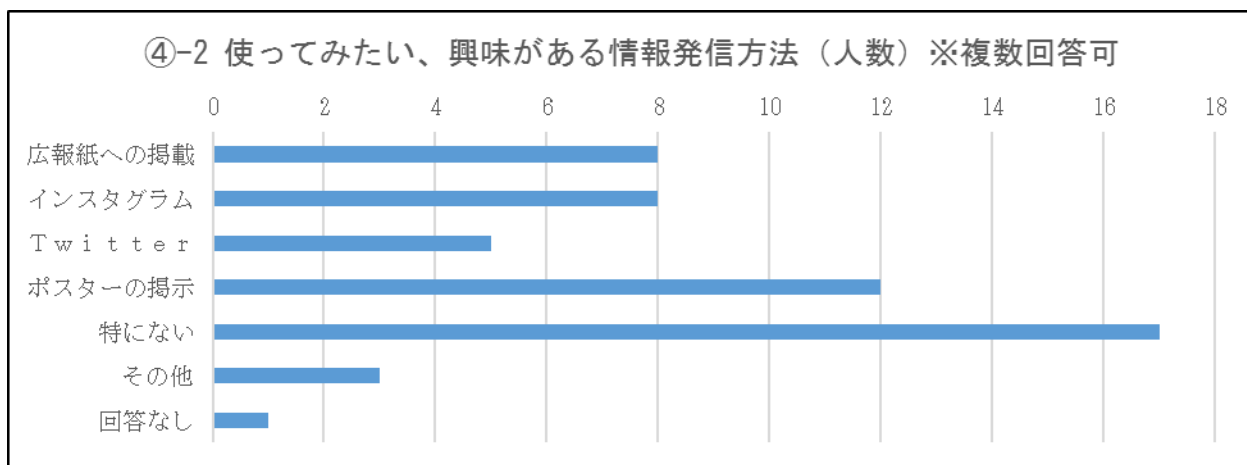


最も多い回答は「情報発信の強化」となりました。また、いずれの項目においても一定数の回答を得た状況となりました。その他の回答として、YouTubeの活用や、多世代での交流、活動団体が持ちまわりでイベントを実施する等の提案もありました。

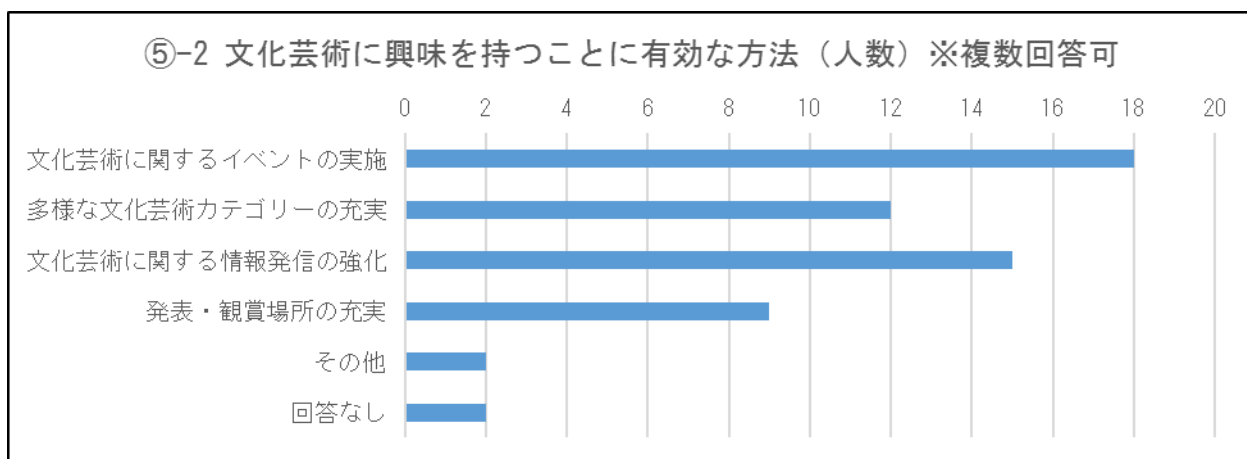
以上が全体の結果となります。クロス集計を用いて「文化芸術活動をしていない」と回答した人に限って集計した場合の確認も行いましたが、各回答の結果はおおむね全体同様の回答割合となりました。一方で、各世代で「文化芸術活動している」と回答した人の割合を確認すると、以下のとおりとなりました。



20歳未満、20～29歳、40～49歳の割合が少ない状況です。この3世代のうち「文化芸術活動していない」と回答した人に関して集計を行ったところ、アンケート④及び⑤については変化が見られました。



ポスターの掲示は依然多いですが、SNSに興味を示している割合が多いことがわかります。



また、アンケート⑤に関してはイベントの実施が最も多い回答となり、多様なカテゴリーの充実と回答した人の割合も全体の結果と比べて増加していることも分かります。

これらのアンケート結果を踏まえて、次の内容を計画内容に盛り込んでいます。

- ・年齢層により情報の収集・発信方法が異なることから、内容とそのターゲットを見極めて、適切な方法で情報発信を行っていく。
- ・多様な文化芸術カテゴリーの充実と、幅広い層が文化芸術に触れることができる機会を設け、文化芸術の推進を図っていく。

3 吉川市文化芸術推進審議会委員一覧

	氏名	役職等
1	高田 明充	会長、吉川市文化連盟会長
2	廣瀬 正子	吉川市文化連盟副会長
3	小松 弥生	東京国立近代美術館館長
4	渡辺 弘	副会長、彩の国さいたま芸術劇場、 埼玉県文化芸術振興財団ゼネラルアドバイザー
5	金澤 美智子	公募委員

令和 5 年 3 月発行

吉川市文化芸術推進基本計画

発行・編集 吉川市教育委員会 生涯学習課

〒342-8501

埼玉県吉川市きよみ野一丁目 1 番地

電話 048-984-3563

Fax 048-981-5392